



章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項								
一 章 一 般 共 通 事 項	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による） ・工事写真（電子データ2部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が支持する図書（必要部数）</p> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ						
	区 分	サ イ ズ														
	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ														
	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ														
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ															
23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>															
24. 火災保険	<p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事・コンクリート躯体工事・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>															
25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賞金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賞金時間管理を適切に行っておかなければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>															
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>															
	設計者	法適合確認職	検証者	設計番号	特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち空調工事	●図面番号 M-004								
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	一級建築士 第6211号 浅山 明	17992			●図面名 共通仕様書（3）	●縮尺 -								
 				 												

Table with 10 columns: 一般事項, 建築概要, 電気設備, 設備概要, 気象条件, 設計気象条件. Contains project details like name, location, construction period, and technical specifications.

Table with 10 columns: 分類, 項目, 建築, 電気, 空調, 管, 映像, 浄化槽, 外構, 別途. Contains classification and item details for various building components.

Table with 10 columns: 分類, 項目, 建築, 電気, 空調, 管, 映像, 浄化槽, 外構, 別途. Contains classification and item details for various building components.

Table with 10 columns: 分類, 項目, 建築, 電気, 空調, 衛生, 映像, 浄化槽, 外構, 別途. Contains classification and item details for various building components.

Table with 10 columns: 設計者, 設備確認, 設計番号, 特記, 工事名, 図面番号, 縮尺, 図面. Contains administrative and identification information.